

7-8 アフタースクール総合支援業務委託仕様書

1 委託業務名

7-8 アフタースクール総合支援業務委託

2 目的

つくば市アフタースクール事業は、地域社会との交流及び連携を図りながら、児童に対し、放課後等に安全かつ安心な環境で自主的に様々な活動を体験できる居場所の提供を目的に、学校施設を活用した「アフタースクール」（以下「AS」という。）を実施する事業である。

令和6年度開設準備期間、令和7年度運営期間として実施しているモデル事業（沼崎小学校アフタースクール）を他校へ展開し、よりよい放課後の在り方を検討するため、市に対し必要な支援をアフタースクール総合支援業務として、高い専門性と豊富なノウハウを有する事業者へ業務委託する。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 業務内容

(1) AS展開候補校の選定支援

ア AS展開候補校の条件整理

児童数、教室配置、動線、他放課後事業の状況等の観点から展開候補校の条件整理を行う。

イ AS展開候補校選定時チェックリストの作成及び提供

市が行う現地調査、学校関係者へのヒアリングの際に確認すべき項目のチェックリストを作成し、市へ提供する。

ウ AS展開候補校の検討・選定支援

条件整理、現地調査、学校関係者へのヒアリング等の結果を踏まえた展開候補校の検討会議へ参加し、助言を行う。

(2) AS展開に伴う課題解決策検討支援

ASと児童館や交流ひろば（常設の放課後子供教室）等との住み分け、ASと民営児童クラブとの共存など、ASの展開と放課後事業全体の課題についての論点整理、解決策の検討に資する事例や素材の提示及び助言を行う。

- (3) 実施計画書作成支援
各A S開設前準備の際に検討する使用教室、児童動線、職員配置、室内レイアウト、セキュリティ管理等について、市共通で使用できる実施計画書のフォーマットを作成し、市へ提供する。
- (4) 令和8年度開設A S（さくら小学校アフタースクール）開設支援
令和8年（2026年）4月に開設予定のさくら小学校アフタースクールについて、開設準備の際に市や運営事業者へ支援を行う。
- ア 市への支援
- （ア）実施計画検討支援
実施計画の検討に運営面の観点から助言を行う。
- （イ）学校等との調整支援
学校等との調整すべき事項についてリストを作成し、提供する。また、学校等との調整過程で出た課題への対応策を提案する。
- イ 運営事業者への支援
- （ア）開設前職員研修
運営事業者の雇用するA S職員に対し、つくば市アフタースクール事業の目的、意義、学校の活用及び連携等、A S職員としての考え方の浸透や共有を図る研修を開設前に行う。
- （イ）活動内容検討支援
活動プログラムの構成について助言、環境設定（活動空間のゾーニング等）について助言を行う。
- （ウ）学校施設利用調整支援
さくら小学校アフタースクールの状況に合わせた学校施設の利用調整方法について、助言及び提案を行う。
- (5) 令和9年度開設A S（2か所を予定）開設支援
令和9年（2027年）4月に開設予定の新規A S 2か所について、開設準備の際に市や運営事業者へ支援を行う。
- ア 市への支援
- （ア）実施計画検討支援
実施計画の検討に運営面の観点から助言を行う。
- （イ）学校等との調整支援
学校等との調整すべき事項についてのリストを作成し、提供する。また、学校等との調整過程で出た課題への対応策を提案する。
- イ 運営事業者支援

- (ア) 開設前職員研修
運営事業者の雇用するA S職員に対し、つくば市アフタースクール事業の目的、意義、学校の活用及び連携等、A S職員としての考え方の浸透や共有を図る研修を開設前に行う。
- (イ) 活動内容検討支援
活動プログラムの構成について助言、環境設定（活動空間のゾーニング等）について助言を行う。
- (ウ) 学校施設利用調整支援
各A S現場の状況に合わせた学校施設の利用調整方法について、助言及び提案を行う。
- (6) 実施中A Sの資質向上支援
令和8年度実施中の沼崎小学校アフタースクール及びさくら小学校アフタースクールについて実施状況や課題を把握し、つくば市アフタースクール事業の資質向上のための支援を行う。
- ア 成果把握のためのアンケート項目提供
A S開設後の事業成果や改善点を把握するため市が行うアンケート項目を各A Sに合わせて市へ提供する。また、集計結果について、市とともに分析を行う。
- イ 職員研修
沼崎小学校アフタースクール職員及びさくら小学校アフタースクール職員を対象に、職員の育成方法、オペレーションの改善方法、活動の幅を広げる方法、児童の過ごす空間の環境改善方法等の中から、各A S現場の現状に即したテーマについて研修を行う。研修に当たっては、講義だけでなく、他A S現場の職員との交流や先行良事例の共有など、双方向に学びあえる構成とする。
- ウ 巡回相談及び提案
沼崎小学校アフタースクール及びさくら小学校アフタースクールを巡回し、運営状況、児童の様子、職員の児童対応等を確認した上で、各A Sに合わせた改善策や資質向上に向けた提案を行う。また、職員へ運営課題についてヒアリングを行い、解決策等を提案する。
- (7) 報告書の作成
市や運営事業者への助言や提案等、支援した内容を記載した報告書を年度ごとに作成し、年度末に市へ提出する。

5 基本事項

業務の遂行に当たって、以下の事項に沿って、適正に行うこと。

- (1) 本仕様書のほか、関係法令を遵守し市や運営事業者を支援すること。
- (2) 本事業の目的を十分に理解し、よりよい放課後の在り方や安全な放課後の居場所づくりのために必要な支援をすること。
- (3) 児童及び保護者にとって公平・公正な運営ができるよう支援を行うこと。
- (4) 市、運営事業者、学校と連携を図り、適切にA S開設及び運営ができるよう支援を行うこと。
- (5) 効率的な業務を行い、経費削減を図ること。

6 協議

受託者は、本仕様書に規定するもののほか、受託者の業務内容及び処理について疑義が生じたときは、市と協議し決定するものとする。

また、本仕様書は、業務遂行上に必要な最小限の定めであり、問題が生じた場合速やかに双方が協議し、円滑な業務遂行に努めること。

7 守秘義務について

業務上知り得た秘密を漏らし、または不当な目的に使用しないこと。委託期間が満了し、もしくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

8 個人情報の取扱いについて

業務を行うに当たり、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のため、「[別紙] 個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書」厳守すること。

9 損害賠償

故意又は過失により、市に損害を与えたときは、受託者は市に損害を賠償しなければならない。

10 業務委託料の支払い

市は、各年度末に業務内容及び報告書の検収を行い、その検収後に、受託者は年度毎に委託料を請求することができる。市は、請求書受理の日から 30 日以内に当該代金を支払うものとする。

11 契約の解除

受託者が行う業務の適正を期すため、次に掲げる事項に該当する場合には、

委託契約を解除し、又は期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができる。

- (1) 受託者が、市の行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 業務が著しく不適當で改善の余地が見られない等、業務委託を継続することが適當でないときと市が認めたとき。

前項の規定により契約を解除した場合においては、市が受けた損害は、受託者が賠償することとする。また、その場合、管理の引継ぎに係る人件費等の費用については、受託者の負担とする。

12 注意事項

- (1) 独自の事業により必要となる備品等の購入は受託者で負担すること。
- (2) 運營業業者等関係者から受託者職員個人に賠償責任を問われたときは、受託者で対応すること。
- (3) 契約書に必要とされる収入印紙については、受託者で負担すること。

13 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市こども部こども育成課未来育成係
TEL 029-883-1111 (内線 1510) FAX 029-828-5904
E-mail wef049@city.tsukuba.lg.jp

[別紙] 個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及びつくば市情報セキュリティポリシー等委託者が定める情報セキュリティに係る規定及びその他の関係法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して知り得た事項（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を含む。）を他に漏えいしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第3条 受託者は、委託者の許可なく業務上知り得た事項（個人情報を含む。）を、この契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了した後についても同様とする。

(責任者、業務従事者及び作業場所の特定)

第4条 受託者は、本業務の内容を十分理解し、責任者及び業務従事者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

(情報セキュリティ対策の報告)

第5条 受託者は、本業務を適切に履行するために必要な情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況について委託者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第6条 受託者は、本業務に係る責任者及び業務従事者に対して、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他の業務の適切な履行に必要な教育及び研修等を実施するとともに、この契約、関係法令及び関係規定等を遵守させなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(再委託等の禁止)

第7条 受託者は、本業務の全部又は一部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書の場合、受託者は、再委託等先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報又は資料等の複写)

第8条 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承認を得なければ、個人情報(原始資料又は成果品を含む。)を複写又は複製してはならない。

(記憶媒体等の返却又は廃棄)

第9条 受託者は、個人情報が記録された媒体を、本業務の終了後、委託者の指定した方法により、返還又は廃棄しなければならない。

(事故の報告義務及び公表)

第10条 受託者は、本業務の履行に当たり原始資料又は成果品を紛失する等の個人情報の漏えい、滅失等に係る事故が発生した場合は、直ちにその状況を委託者に報告し、委託者の指示を受け、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 3 本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合であって、受託者の故意又は過失を問わず受託者がこの契約の条項に違反し又は怠ったことにより委託者に対し損害を発生させたときは、受託者は、委託者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務の検査等)

第11条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況につき監査若しくは検査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 委託者は、本業務に係る「(秘密の保持)」で規定する個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して監査若しくは検査をし、又は報告を求めることができる。

(解除等)

第12条 委託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続によらずこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が契約に違反したとき。
- (2) 受託者の本業務の処理が不相当と委託者が認めたととき。
- (3) 受託者がこの契約を履行することができないと委託者が認めたととき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は、これによって生じた損害を委託者に支払うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第13条 この特記仕様書において書面により行わなければならないこととされている報告及び承諾は、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。